

田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に係るパブリックコメント実施結果

No.	提出された意見内容	意見に対する考え方
1	基本目標3の「結婚・出産・子育て支援」について、「親支援」という記述も入れたほうが良いのではないか。	現在、本市では、子育てサークルへの支援をはじめ、青空広場やつどいの部屋のように親子でふれあう場やすくすく教室(育児教室)、子育て相談などの実施を通して、保護者同士が交流する機会や、相談の窓口を設けるなどの対応を行っております。 基本目標3の「結婚・出産・子育て支援」の項目に「親支援」という記述をとのご意見につきましては、「育児への支援」の一環として捉えており、具体的な事業につきましては、別途策定しております「子ども・子育て支援事業計画」において位置付けを行っております。
2	策定趣旨に「企業誘致(条例化)」、「大学誘致(条例化)」、「1部地方集権制度導入(条例化)」の文言を插入するよう希望する。	企業誘致(条例化)につきましては、市における企業の立地と事業規模の拡大を促進するため、市内に事業所等を設置する者に対し、必要な獎励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、「田辺市企業立地促進条例」を制定しており、「3)企業立地の促進」として明記しております。 大学誘致(条例化)につきましては、若者の人材流出に少しでも歯止めをかけ、市外からの生徒の流入をはじめ、教員や事務員など関係者の転入による人口増とともに、市内での消費等による経済効果も期待できるものと考えていますが、一方では、少子化の進行により学校経営は年々厳しくなっており、全国的には定員削減や学部の整理統合等が行われている中、地方への立地は進みにくい状況にあると考えており、今後におきましては、先進地の状況を参考に、現在の企業立地促進条例との整合性も踏まえて研究していきたいと考えており、総合戦略計画期間中(H27～H31)に具現化できるようであれば、計画の見直しを行ってまいります。 1部地方集権制度(条例化)のご提案につきましては、具体的な内容が不明な中で、地方分権の推進あるいは就職率(=働き口)の確保といった内容ではないかと理解する中で、まず、地方分権の推進につきましては、国の権限や財源を住民に最も身近な基礎自治体である地方公共団体に委譲することで、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、自らの判断と責任において行政運営をすることを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的として、これまで国と地方の協議の場の法制化や国や都道府県から基礎自治体への権限委譲の推進、義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大など、取組が行われておりますが、これら地方分権に関する取組につきましては、国の施策動向等を見極めながら、行政改革の一環として取組を進めてまいります。 また、就職率(=働き口)の確保につきましては、基本目標2「安定した雇用」の項目において、第1次産業や観光産業への支援をはじめ、創業や第二創業、企業立地への支援などを通じて、平成27年度からの5年間で300人の新規就業者数の確保を目標として掲げており、各施策を着実に推進することで目標達成に向け取り組んでいきたいと考えております。
3	(2)人口ビジョンとの整合性の「高校卒業後の転出超過」へ「大学その他の大企業へ就職超過」を追加してはどうか。 (具体的には、各省庁を都道府県に移管させるとともに、移管に伴い関連企業も併せて移管させるといった取組を推進してはどうか。)	「(2)人口ビジョンとの整合性」の項目については、本市の人口ビジョン策定に係る現状分析過程において確認した本市の特性を列挙したものであり、ご提案のありました内容につきましては、現状分析過程において確認されていない内容でもあるため、原文どおりの対応とさせていただきます。 なお、地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案につきましては、今年度、国から都道府県向けに提案募集が行われ、和歌山県からは、総務省統計局の独立行政法人統計センター及び、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の移転を提案し、現在、国において移転の可否等を含め総合的な検討を行っているところであります、今後も引き続きその動向を注視していきたいと考えております。
4	基本目標4の「空洞化が顕著な商店街地域の活性化を進め、街なかの魅力を向上させます。」「地域コミュニティの活性化や医療環境の充実を進めるとともに、小さな拠点づくりを推進することにより…」というところの具体的な事業の一つとして空き家や遊休している公的な資源についての有効活用についての記述を入れてほしい。	現在、公共施設としての役割を終えた市所有の建築物の多くは、経年使用による老朽化や非耐震構造などの課題があり、新たな用途での活用が困難となっています。 そうした中で、それらの施設の貸与等による民間事業所等での活用においても、その事業内容に見合う耐震、耐火等の条件を付することになります。 ご意見のありました遊休している公的な施設の有効活用につきましては、活用の際での耐震等の課題等はありますが、「4)公共施設の有効活用」の項目において、今後、策定を予定している公共施設等総合管理計画等を踏まえる中で検討してまいります。
5	基本目標4の具体的な施策「活力ある山村づくりの推進」に、戦後里山に植林した杉やヒノキの立木が40～50年経過し、小集落に日が当たらず特に冬になると一日中、日の目をみない暗い日々を過ごさなくてはならない集落が点在している。 これらの集落に影響する立木の伐採を計画的に整備することによって太陽の光をどのように享受できる明るい里山にしていくといった考え方を加えてはどうか。	里山整備に関しては、立木から建屋を守るといったことや、鳥獣害の防止の観点から、建屋から30m以内を適用範囲として、伐採費用等の補助を行っています。 今回のご意見につきましては、集落全体の日照の確保のための支援制度を創設してはどうかといった内容ですが、当該制度の構築に当たっては、杉やヒノキの植栽林は林家の生活を支える基盤であり、個人の財産に対して行政がどこまで介入していくのかといった問題をはじめ、具体的な対象地域の選定の難しさや伐採に係る経費が膨大になることが考えられるなど、その実現に当たっては、様々な課題があるものと思われます。 また、建屋の近くに広葉樹を植栽した場合、落葉の問題や数十年後には現在と同様に日照や建屋への影響も考えられる中で、ご提案いただいた内容につきましては、真摯に受け止めるものの、現実的な対応としては困難であるものと考えております。